これから事業を始められる方へ

創業保証ハンドブック



中小企業者の良きパートナー

NCGC NAGOYA CREDIT GUARANTEE CORPORATION

名古屋市信用保証協会



はじめに

このハンドブックは、創業をお考えのかたや創業されて間もないかたに、当協会の信用保証をご利用いただくため、そのお手伝いができたらとの思いから作成したものです。

保証制度やお申込みについての書類などは、別途資料を当協会にて用意しておりますので、お気軽にご相談ください。また、当協会ホームページからでもご覧いただけます。

このハンドブックがお客さまの今後のご活躍への一助となれば幸いです。

ご注意ください！

★暴力団等の反社会的勢力は、一切保証対象となりません。

★暴力団等の反社会的勢力や金融あっせん屋等の第三者が介在・介入する保証申込は、すべてお断りします。

★申込人以外のかた（暴力団等の反社会的勢力や金融あっせん屋等の第三者）の交渉・同席はお断りします。

★不正に手数料等を要求する、金融あっせん屋等には十分ご注意ください。

信用保証を行うにあたり、所定の「保証料」以外の手数料やあっせん料などは、一切必要ありません。

★「信用保証協会」の類似名称を使用した機関・団体からの電話、ダイレクトメール等にはご注意ください。
信用保証協会は、これらの機関・団体とは一切関係がありません。不審な勧誘を受けた場合や、被害やトラブルに巻き込まれた場合には、すぐに最寄の警察署や消費者センターなどにご相談ください。

※信用保証協会でない者が「信用保証協会」と称すると、処罰の対象となります。（信用保証協会法第５８条）

信用保証制度を悪用する行為を排除します！

目　次

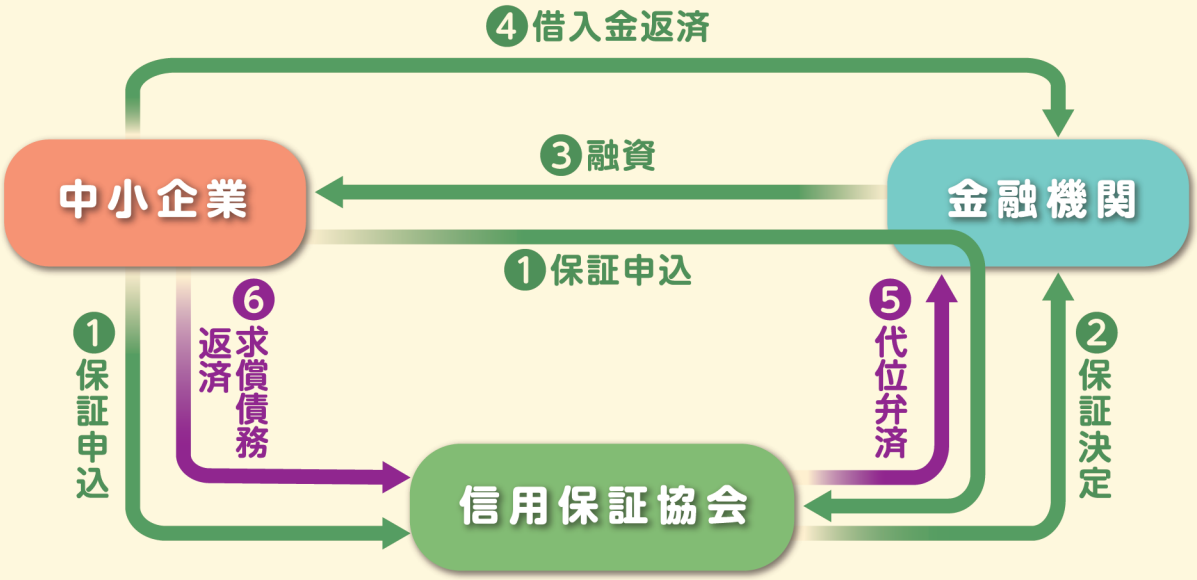
	掲載ページ
名古屋市信用保証協会について	1
ご利用のメリット	2
当協会をご利用いただけるかた	3
創業計画書を作る前に	4
創業計画書を作成してみましょう	5～9
お申込みについて	10～11
ご相談・お申込みの窓口	裏表紙



名古屋市信用保証協会について

名古屋市信用保証協会は、中小企業のみなさまの金融の円滑化を図るために設立された公的機関です。事業を始められるかたや既に営んでいるかたが金融機関から事業資金を借入するときに「公的な保証人」となり、資金調達をサポートしております。

信用保証制度のしくみ



1 ・原則、金融機関へお申込みください。
・お申込みの内容によっては、当協会窓口でもお申込みいただけます。

2 ・信用保証協会は、創業計画等を検討し保証の諾否を決めて金融機関に連絡します。

3 ・保証決定の通知を受けた金融機関は資金を融資します。※

4 ・融資を受けられたときの条件により、借入金を金融機関に返済してください。
（借入後の返済方法の変更も可能ですので、ご相談ください。）

5 ・万一、何らかの事情で返済ができなくなった場合は、お客さまに代わり、
一旦信用保証協会が、金融機関に借入金を一括弁済します。

6 ・その後、ご相談のうえ、信用保証協会に求償債務を返済していただきます。

※融資を受けられる際に、所定の保証料を当協会にお支払いいただきます。



ご利用のメリットについて

金融機関からの融資が受けやすい

当協会がお客さまの公的保証人となるため、金融機関から円滑に借入をしていただけます。

金利は低率・固定、保証料も優遇

名古屋市による「融資制度」につきましては、金利、保証料とも優遇されており、かつ固定金利にてご利用いただけますので、返済計画が立てやすくなっています。

「名古屋市融資制度」とは

- 名古屋市では、中小企業者を支援するために、必要な事業資金を円滑に調達するこ とができるように融資制度を設けています。
- 融資制度は、中小企業者のかたが利用しやすいよう、原則として、長期・低利・固定金利となっています。
- 創業者のかたを対象とした融資制度として「新事業創出資金」があります。
  （「ご利用いただけるかた」は3ページをご参照ください。）

※ 名古屋市融資制度以外にも創業に関する保証をご用意しておりますので、詳しくは当協会へお問い合わせいただくか、当協会ホームページをご覧ください（裏面記載の二次元コードよりご覧いただけます）

連帯保証人

平成２６年２月１日適用の経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重した対応をします。

① 法人の場合・・・必要となる場合があります。
　ただし代表者以外の連帯保証人は原則として不要です。
② 個人の場合・・・連帯保証人は原則として不要です。
③ 組合の場合・・・必要となる場合があります。ただし、代表理事以外の連帯保証人は原則として不要です。なお、個々の組合の実情に応じて他の理事を連帯保証人に要する場合があります。また、転貸資金については、代表理事の他、転貸先組合員（組合員が法人の場合はその代表者）を連帯保証人に徴求してください。

ただし、次の（ア）～（ウ）の場合は連帯保証人とすることがあります。
（ア）実質的な経営権を有しているかた、営業許可名義人または経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限ります。）が連帯保証人となる場合
（イ）経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
（ウ）財務内容やその他経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証の許容額を超える保証依頼があり、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申出があった場合

※新事業創出資金を利用し、スタートアップ創出促進保証制度を兼ねる場合は連帯保証人は不要です。



当協会をご利用いただけるかたについて

事業規模、所在地、業歴、許認可等について、一定の要件を満たした中小企業のかたがご利用いただけますが、下記の点については、特にご注意ください。

■ 事業所所在地について

名古屋市内で事業を営む予定(ただし名古屋市内に住所のあるかた)または名古屋市内で現に事業を営んでいる中小企業のかたにご利用いただけます。

■ 業種について

ほとんどの業種が対象となりますが、農林漁業、遊興飲食店の一部、金融業の一部、性風俗関連業種、その他一部の業種は対象となりません。

■ 許認可等について

許認可等を必要とする業種については、原則当該業種にかかる許認可等を受けていることが必要です。

新事業創出資金(名古屋市融資制度)をご利用いただけるかた*

名古屋市内で開業予定、または開業した個人または会社で、次の❶～❹のいずれかに該当するかた。

❶**事業を営んでいない個人**で、1か月以内に事業を開始するかた、または2か月以内に会社を設立するかた(※名古屋市の特定創業支援等事業による支援を受けたかたは6か月以内)

❷**事業を営んでいない個人**が事業を開始し、5年を経過していないかた
事業を営んでいない個人が会社を設立し、設立後5年を経過していない会社

❸創業者である個人事業主が会社を設立し、創業(事業開始)から5年を経過していない会社(法人成りした会社)

❹新たに会社を設立(分社化)しようとする会社、または会社が新たに設立(分社化)し、設立後5年を経過していない会社

※特定創業支援等事業とは、創業者の経営・財務・人材育成・販路開拓の知識習得を目的として 継続的に行う創業支援の取り組みです。

＊ 新事業創出資金の融資条件については、別紙「名古屋市新事業創出資金のご案内」もしくは二次元コードよりご確認ください。

【ご注意ください!】

- **開業前のかた**(上記❶)は、**名古屋市内に住所があること**が必要です。
- 許認可等は原則として、**保証決定時(P11 お申込みについて②「❺保証決定」参照)に必要**です。ただし、申請中であってもお申込みは可能です(その場合、**融資実行前に支払いが発生するケースがある為**、資金調達計画にご注意ください)。

創業計画書を作る前に

創業計画書を作成するには、様々な事柄を検討、決定する必要があります。
まず手始めに、以下の項目について**理由を意識しながら**、確認してみましょう。

どのような経営を目指しますか	
事業を始めるタイミングはいつですか	
どのような知識や経験をお持ちですか	
周りのかたからどのような協力が得られていますか	
事業所・店舗の場所はどこですか	
どのようなかたをお客さまとして考えていますか	
同業他社との違いは何ですか	
売上予測や資金調達に無理はありませんか	
自己資金は充分に準備できていますか	

月別収支計画を作成してみましょう

月別収支計画

季節変動や将来の販売、受注動向等を勘案し、具体的に作成。
完成後、太枠の「年間計」を６ページの創業・再挑戦計画書項目「4. 収支計画（今後１年間分）」へ転記。



売上高
- 開業当初（1～3か月目）は売上に伸び悩むことが多いため、徐々に軌道に乗る現実的な計画を心がけましょう!
- 「売上:客単価1,000円×1日30人来店×月25日営業など売上根拠をメモしておきましょう!

■月別収支計画（開業後1年間分）

（単位：千円）

		開業月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	年間計
収入	売上高													
	工賃収入													
	雑収入													
	収入計													
	仕入高													
	売上総利益													
	外注工賃													
	人件費													
その他費用	水道光熱費													
	旅費交通費													
	通信費													
	広告宣伝費													
	消耗品費													
	地代家賃													
	その他													
	その他費用計													
	利益													

人件費：社会保険料（法定福利費）等も含めます。
その他：支払利息や税理士への顧問料などはここに含めて計算してください。

- 利益が毎月の「借入金の返済額」+「ご自身の生活費」を上回っているか必ず確認しましょう!



□＝「収支計画」への転記箇所

では、以上を踏まえたうえで、次ページ以降の創業計画書を作ってみましょう！

創業計画書を作成してみましょう①



P.4「創業計画書を作る前に」を活用し記載しましょう!

創業計画書の様式は、当協会ホームページよりダウンロードしてご利用いただけます。

記入例

（創業関連保証・再挑戦支援保証用）

創業・再挑戦計画書

名古屋市信用保証協会 御中

令和 ○○年 ○○月 ○○日

〔申込人〕
住　所 愛知県名古屋市中区栄二丁目○○番○○号
会社名
氏名または代表者名 名古屋　花子

創業関連保証・再挑戦支援保証の申込みにあたり、以下のとおり創業・再挑戦計画を提出します。

事業を始める為に必要となる許可等については、事前の確認が必要。

開業日は調達やその他事情を考慮し、無理のないように設定。

1．事業概要

開業形態	個人事業	商号（個人） 会社名（会社）	なごもカフェ
開業(予定)住所	〒 ○○○－○○○○ 名古屋市■区●●△丁目○○番○○号		電話 052(○○○)○○○○
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有	開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	令和 ○○年 ○○月 ○○日
業種	飲食業（喫茶店）	資本金	〔会社設立(予定)の場合〕 円
許可等 [許可等取得が必要な場合]	(種類) 飲食店営業許可 (許可・免許・登録・認証の別を記入)	(根拠法)	食品衛生法 [取得すべき許可等の根拠法を記入(例)食品衛生法]
従業員数	1 名	取扱品：コーヒー、ジュース 軽食等	仕入先：(有)○○コーヒー ○○商店（株）
開業動機・目的	従来から飲食店経営に興味があり、独立開業を目指して準備をしていたところ、今般 立地条件の良い物件が見つかり、自己資金の目処も立ったところから独立を決意。		
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得	学生時代から喫茶店で10年間店長として勤め、店舗運営や調理のノウハウを習得。 食品衛生管理者		
〔会社設立予定の場合〕 出資者・出資額			
事業協力者の住所・氏名・勤務先			

事業の目的や社会的意義も創業の重要な要素。

事業に必要な知識や経験、技術等の習得状況を記載。

2．創業準備の着手状況〔下記の該当事項に○印を付けて下さい〕

現状の着手状況チェック。○印がついた項目は、別途領収書、契約書、許可証（受理印のある申請書含む）等の写しを提出。

- □ ア　設備機械器具等発注済である。
- □ イ　土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ○ ウ　土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- □ エ　商品・原材料の仕入を行っている。
- □ オ　事業に必要な許認可を受けている。
- ○ カ　事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）（飲食店営業許可について申請（受理）済み）
- ○ キ　その他　（具体的に記入して下さい 店舗内外装工事代金のうち手付金支払い済み）

創業計画書を作成してみましょう②

記入例

自ら創業のために準備した資金。生活資金（家計費）は除く。

3．必要な資金及び調達の方法

必要な資金		金　額	調達の方法	金　額
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など（内訳）	千円	自己資金	千円 3,000
	入居保証金	600	親戚・知人等からの借入（内訳・返済方法）	千円
	店舗内外装工事	4,100		
	テーブル・椅子	1,000		
	調理器具・食器	2,000		
	冷蔵庫	500		
運転資金	仕入資金、経費支払資金など（内訳）	千円	金融機関からの借入（内訳・返済方法）	千円
	商品・材料等仕入資金	1,044	☆☆銀行★★支店	7,000
	人件費等	292		
	その他資金	464		
合　計		10,000千円	合　計	10,000千円

当協会への保証申込みにかかる資金は「金融機関からの借入」へ記載。借入金額、期間や毎月返済額について、無理がないように検討。

創業時に必要な設備について記載。見積書、契約書等の添付が必要。

創業時に必要な運転資金について記載。
※手元資金が安定するまでの期間分を検討。

「必要な資金」とその「調達方法」のそれぞれの合計は一致。

4．収支計画（今後１年間分）

支出			収入		
仕入高	6,264	千円	売上高	22,464	千円
外注工費		千円	工賃収入		千円
人件費	3,504	千円	雑収入		千円
		千円			千円
その他費用	5,568	千円			千円
利益	7,128	千円			千円
計	22,464	千円	計	22,464	千円

原則、月単位で計算し、その積算を１年間分として記載。
収支計画は、今後の事業運営の成否に直結する非常に重要な項目。客観的な視点を持って、可能な限りの根拠付けが必要。それによりお客さまご自身が、自信を持って事業を始めることができます。



P.5「月別収支計画を作成してみましょう」を活用し記載しましょう!

創業計画書を作成してみましょう③

記入例

5．販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額		回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額		支払方法
一般客	年 22,464	千円	現金	(有)〇〇コーヒー	年 4,823	千円	現金
	年	千円		〇〇商店（株）	年 1,441	千円	現金
	年	千円			年	千円	

6．借入金等状況（※）

借入先等	資金使途	借入残高		残存返済期間		年間返済額	
☆☆銀行★★支店	住宅ローン	25,000	千円	240	ヶ月	1,250	千円
			千円		ヶ月		千円
			千円		ヶ月		千円
			千円		ヶ月		千円
			千円		ヶ月		千円

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください（経営者本人が負担している保証債務も含みます）。

7. 自己資金算定額

	種類	明細	金額	
自己資金等	普通預金			千円
	定期性預金	☆☆銀行★★支店	3,000	千円
	有価証券等			千円
	入居保証金等	入居保証金 450千円＋前家賃（〇〇月分）150千円	600	千円
	設備充当等	店舗内外装設備工事代金のうち手付金	500	千円
				千円
				千円
	合計		① 4,100	千円

	借入先	資金使途	残存返済期間		年間返済額		年間返済額の2年分（2年以内のものは全額）	
借入金等	☆☆銀行★★支店	住宅ローン	240	ヶ月	1,250	千円	2,500	千円
				ヶ月		千円		千円
				ヶ月		千円		千円
				ヶ月		千円		千円
				ヶ月		千円		千円
				ヶ月		千円		千円
				ヶ月		千円		千円
	合計						② 2,500	千円

自己資金額（① － ②） ＝	③ 1,600	千円

「自己資金等」－「借入金等」＝「自己資金額」
「自己資金等」は創業のために自ら準備した資金（生活資金等は含みません）。
既に創業する事業に対して支払ったものがある場合も記載。
「借入金等」は創業・再挑戦計画書項目「6. 借入金等状況」と同様。

創業計画書を作成してみましょう④

記入例

8．その他（計画に関する補足説明がありましたらご記入してください）

ターゲット：子供を伴う主婦・家族。

店舗立地：住宅街の一角。

（大通り沿いではないが、駐車スペースを確保でき、ゆっくりと過ごせる。）

価格設定：近隣他店と比べて少し割高だが、季節ごとのこだわりメニューを用意。

子供も一緒に楽しめるよう、キッズメニューを揃える。

集客方法：ネットやロコミを積極的に利用。

チラシやクーポンを使ってリピーターを確保。

イベント・季節ごとに各種パーティーや催事を企画。

喫茶店勤務で培った知識や経験を活かし、地域の活性化に役立てるよう一生懸命頑張ります。

創業計画書の各項目で記載できなかった検討点を補足的に記載。
書ききれない場合は、本項目へ要点だけを記載し、詳細については別紙への記載でも可能。



お申込みについて①

お申込みに必要となる書類

- ☐ 信用保証委託申込書
- ☐ 個人情報の取扱いに関する同意書
- ☐ 創業・再挑戦計画書

当協会所定様式
※創業・再挑戦計画書については、当協会ホームページよりダウンロードできます。

- ☐ 印鑑証明書
- ☐ 所得証明書または課税証明書（開業前２年度分）
- ☐ 自己資金がある場合、自己資金の確認できる資料（金融機関の通帳など）
- ☐ 借入金がある場合、借入金を証する書面（償還表など）
- ☐ 不動産をお持ちの場合、不動産登記簿謄本
- ☐ 設備資金の場合、計画を証する見積書、契約書等
- ☐ 税務署に開業届出書・法人設立届出書等を提出している場合はその写し
- ☐ 法人の場合、法人の登記事項証明書（商業登記簿謄本）および定款（写し）
- ☐ 許認可を要する事業で、既に許認可を取得している場合、許認可証（写し）
- ☐ 事業を開始している場合、試算表等
- ☐ 決算期を迎えている場合、確定申告書（写し）または決算書（写し）
- ☐ 特定創業支援等事業による支援を受けた場合は、名古屋市長の証明書の写し
- ☐ 協調推進枠の場合は、個人情報の提供に関する同意書（日本政策金融公庫協調用）またはお申込紹介状

※上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

次のページはお申込み以降の流れです。



お申込みについて②

お申込み以降の流れ

❶ 保証申込	信用保証委託申込書および必要書類をご提出いただきます。 必要書類は、申込書およびホームページ等でもご案内しています。
❷ 書面確認	お申込みの内容や創業計画等を確認します。
❸ 面談・現地訪問	面談・現地訪問を行います。
❹ 保証審査	保証の諾否を審査します（減額の場合もあります）。
❺ 保証決定	保証審査の結果、保証決定となれば 「信用保証書」を発行します。
❻ 貸付実行	金融機関と契約を締結のうえ、貸付が実行されます。 （信用保証委託契約書の作成・提出も行っていただきます。）

※業務上、取得・利用等をさせていただくお客様の個人情報の取扱いについては、適正な措置を講じ保護に努めてまいります。

ご相談・お申込みの窓口について

TEL052-212-3060

月～金　午前9時～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)



地下鉄東山線・鶴舞線「伏見駅」4番出口より徒歩8分

中小企業者の良きパートナー

NCGC NAGOYA CREDIT GUARANTEE CORPORATION

名古屋市信用保証協会

〒460-0008
名古屋市中区栄二丁目12番31号

www.cgc-nagoya.or.jp

名古屋市信用保証協会　検索